

# ○官民境界確認業務チェックリスト(令和2年1月6日現在)

チェックしたら□にレ点を付ける。該当ない場合□を二重線で消す。

(申請書受付日：令和 年 月 日)

申請人	受付者
<input type="checkbox"/> 申請人は適格である(1~6の該当するものに○) 1 専有 2 共有者全員 3 法人(代表者名記載) 4 相続人全員 5 相続人代表(遺産分割協議書(写)等添付) 6 その他(証明書類添付) <input type="checkbox"/> 申請人住所と登記事項証明書の住所が一致している <input type="checkbox"/> 一致しない場合、住所の繋がりを確認できる書類が添付されている	
<b>添付書類</b> (追加提出書類を○印で囲む) <input type="checkbox"/> 委任状(申請人全員の記名・押印) <input type="checkbox"/> 位置図 <input type="checkbox"/> 公図(□申請地 □隣接地 □対側地) <input type="checkbox"/> 申請地の登記事項証明書(写) <input type="checkbox"/> 土地所有者一覧表：別紙①(□隣地 □対側地) <input type="checkbox"/> 測量図(申請地、隣地、対側地について必ず確認する) <input type="checkbox"/> 旧図等その他参考となる資料 <input type="checkbox"/> その他( )	
<b>資料提供</b> (資料提供日：令和 年 月 日) <input type="checkbox"/> 市が保有する資料(過去の立会記録など)は、申請後一週間程度で提供します <input type="checkbox"/> 資料提供方法(□手渡 □郵送:切手を貼った封筒を提出してください)	

**仮測量** (仮測量図提出日：令和 年 月 日)

- 測量範囲・測量点について市に確認する
- 申請地及び対側地の街区測量をする(適正な境界が検討できるよう、ご協力お願いします)
- 資料提供から二週間以内に仮測量図を提出し、立会前打合せをする

## 仮測量図

- 境界想定ラインと想定断面図を記載する
- 想定ラインと既設境界標・構造物との距離を記載する
- 換地図・測量図との寸法比較を記載する
- 想定面積と登記簿面積の比較を記載する

**立会前打合** (打合せ日：令和 年 月 日)

- 仮測量図を提出し、作成した境界想定ラインを説明する
- 仮測量が不十分で適正な境界を想定できない場合は、追加測量をする
- 境界想定案を決定後、立会日時を決定する(午前は9時30分～、午後は1時30分～)
- 立会が必要な関係者(隣地・対側地・自治会長)を市に確認し、立会を依頼する

**立会**

(立会日時：令和 年 月 日 時 分～)

- 立会の司会進行は申請人が行う
- 官民境界確認後、一旦区切り、市と自治会長は退席する

○立会報告(管理課使用欄)	課長	主幹	担当		
	個人情報持ち出し確認 ※持出及び返却した書類をチェック			持出 返却	レ レ
	申請書	委任状	公図 (名入り)	仮測図	
測量図	立会記録	所有者 一覧表	登記簿		

**境界標**

(境界標連絡日：令和 年 月 日)

- 境界標を設置後、速やかに市に連絡する

**確定図(記載例を参考に作成する)**

- 断面図に「官民境界」・「対側地」を記載する
- 断面図に「管理幅員〇m」又は「管理幅員不明」を記載する
- 断面図に「現況〇m」を記載する
- 断面図に側溝、水路構造物の寸法を記載する
- 断面図に官民境界線と構造物との距離を記載する
- 断面図にセンターピンを記載する(道路幅員4.0m以下の場合)
- 座標を記載する
- 関係者の押印前に、確定図(案)を市担当者が点検する(PDFデータをメール送信)

**公共用地境界確認書**

(確認書提出日：令和 年 月 日)

- 土地所有者全員の署名・押印がある(自治会長は記名のみで可)
- 断面図が記載された確定図に土地所有者全員の割印がある
- 隣接地・対側地において土地所有者本人以外が確認した場合は、別紙②を添付する

証明願 お願い提出日：令和 年 月 日(証明書交付日：令和 年 月 日)

- 「証明願い、証明書、確定図」を綴じたものが市の控え
- 「証明書、確定図」を綴じたものが交付する証明書
- 証明書と確定図には、申請人又は代理人の割印がある
- 証明書交付手数料は一部300円
- 提出から一週間程度で証明書を交付する

**不調・返却**

(不調決定日：令和 年 月 日)(返却日：令和 年 月 日)

- 立会日から6カ月以内に確認書が提出されない場合、境界確定不調とする
- 不調となった場合、申請者は関係地権者にその旨を周知する
- 申請日から3カ月以内に立会できない場合、書類を返却する

- ・ これらは最低限必要な事項を列挙したものです。疑義がある時は、確認してください。
- ・ 申請書等の様式は市HPからダウンロードしてください(Word形式)
- ・ 確定図等のPDFデータは、担当職員にメール送信してください。

メールアドレス：(担当職員名)@city.ogaki.lg.jp

大垣市役所 建設部管理課 境界グループ 直通：0584-47-7840  
代表：0584-81-4111(内線2616・2617)